

「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」の一部変更について

1 指針の変更理由

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例第13条第2項の規定により定める「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」について、他県において、登下校中の児童等が殺傷された事件の発生などが全国的に社会問題となる中で、通学路等における児童等の安全確保対策の推進を図るため、学校等を管理する者、地域住民、関係者等が連携して取組みの実施に努める事項を追加するなど、所要の改正を行う。

2 指針の変更概要

- (1) 学校等を管理する者、保護者、児童等の地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長が連携して、通学路等における児童等の安全を確保するため、取組みの実施に努めるものとして、以下の事項を追加する。
- ア 散歩、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守り活動を行う「ながら見守り」の取組みの実施。
 - イ 通学路等において、人や車の通りが少なく、児童等が一人で歩く場所又は登校時集合場所、スクールバス停留所等児童等が集まる場所等で、大人の見守り活動がなく、防犯上の注意を払うべき場所（以下「見守りの空白地帯」という。）の把握や安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組みの実施。
 - ウ 通学路等における見守りの空白地帯について、児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組みの実施。
 - エ 「放課後児童クラブ」、「放課後子供教室」等との不審者情報等の共有、見守り活動の実施等の安全確保に向けた取組みの実施。
- (2) 安全教育の充実において、「教職員等に対し防犯に関する研修等の充実に努めること」を追加する。

3 指針の変更

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

4 指針の変更期日

令和2年3月25日

通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

変 更 後	変 更 前
第1 通則 1 目的 (略) 2 基本的な考え方 (略) 3 防犯の基本原則 (略)	第1 通則 1 目的 (略) 2 基本的な考え方 (略) 3 防犯の基本原則 (略)
第2 通学路等における児童等の安全の確保に関する事項 (略) 1 通学路の設定 (略) 2 通学路等における安全な環境の整備 (略)	第2 通学路等における児童等の安全の確保に関する事項 (略) 1 通学路の設定 (略) 2 通学路等における安全な環境の整備 (略)
3 通学路等における児童等の安全確保のための関係機関との連携 学校等を管理する者、保護者、児童等の地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等に	3 通学路等における児童等の安全確保のための関係機関との連携 学校等を管理する者、保護者、児童等の地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等に

<p>における児童等の安全を確保するため、次のような取組みの実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 通学路等における児童等に対する犯罪、不審行為等の情報、その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達、交換及びこれらの情報の内容に応じた対策を講ずるための推進体制の整備</p> <p>(2) 通学路等における児童等の登下校時のパトロールや見守り活動の実施、緊急時の保護活動、その他児童等の安全を確保する活動を行うための協力体制の確立</p> <p>(3) <u>通学路等において散歩、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守り活動を行う「ながら見守り」の取組みの実施</u></p> <p>(4) <u>通学路等における危険箇所及び人や車の通りが少なく、児童等が一人で歩く場所又は登校時集合場所、スクールバス停留所等児童等が集団でとどまる場所等、大人の見守り活動がなく、防犯上の注意を払うべき場所（以下「見守りの空白地帯」という。）の把握や安全点検の実施並びに危険箇所等の改善に向けた取組みの実施</u></p> <p>(5) <u>通学路等における危険箇所、見守りの空白地帯、緊急時に避難できる「子どもかけ込み110番の家」等、児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組みの実施</u></p> <p>(6) <u>児童等が学校終了後に利用する「放課後児童クラブ」、「放課後子供教室」等との不審者情報等の共有、見守り活動の実施等の安全確保に向けた取組みの実施</u></p> <p>4 安全教育の充実</p> <p>児童等が、通学路等において犯罪被害に遭わないための知識を習得し、危険を予知し、これを回避できる能力を育成するため、<u>教職員等に対し防犯に関する研修等の充実に努めるとともに、学校等における安全教育に加え、保護者及び関係機関等と連携して、地域ぐるみで地域安全マップを作成するなど、安全教育の充実に努めるものとする。</u></p> <p>(注1)：「不審者等」とは、人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者をいう。</p> <p>(注2)：「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね3ルクス以上）をいう。</p>	<p>における児童等の安全を確保するため、次のような取組みの実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 通学路等における児童等に対する犯罪、不審行為等の情報、その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達、交換及びこれらの情報の内容に応じた対策を講ずるための推進体制の整備</p> <p>(2) 通学路等における児童等の登下校時のパトロールや見守り活動の実施、緊急時の保護活動、その他児童等の安全を確保する活動を行うための協力体制の確立</p> <p>(3) <u>通学路等における危険箇所の把握や安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組みの実施</u></p> <p>(4) <u>通学路等における危険箇所や緊急時に避難できる「子どもかけ込み110番の家」等、児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組みの実施</u></p> <p>4 安全教育の充実</p> <p>児童等が、通学路等において犯罪被害に遭わないための知識を習得し、危険を予知し、これを回避できる能力を育成するため、学校等における安全教育に加え、保護者及び関係機関等と連携して、地域ぐるみで地域安全マップを作成するなど、安全教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(注1)：「不審者等」とは、人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者をいう。</p> <p>(注2)：「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね3ルクス以上）をいう。</p>
--	---

策定 平成21年3月26日
一部変更 令和2年3月25日

通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第13条第2項の規定に基づき、通学、通園等の用に供される道路及び児童等が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全を確保するために必要な方策等を示すことにより、通学路等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長に対し、通学路等における児童等の安全を確保するうえで配慮すべき方策や具体的な手法等を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令、通学路等の整備状況、地域住民の意見等を踏まえ、通学路等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

通学路で発生する犯罪を防止するため、次の3点から防犯性の向上について検討し、通学路等における安全確保を図るものとする。

- (1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）
周囲からの見通しを確保することにより、不審者等（注1）が近づきにくい環境を確保する。
- (2) 領域の明確化（領域性の強化）
周辺住民が「わがまち意識」を持つことにより帰属意識を高め、地域コミュニティの形成、環境の維持管理、子どもの見守り活動等が活発に行われるようにして、不審者等が近づきにくい領域を確保する。
- (3) 不審者等の接近の防止（接近の制御）
緊急避難場所の確保や防犯設備の整備により、不審者等の接近を制御し犯行の機会を減少させる。

第2 通学路等における児童等の安全の確保に関する事項

1 通学路の設定

通学路の設定に当たっては、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、交通安全の観点を含め、連れ去りや誘拐等に対する防犯の観点から、可能な限り安全な通学路を設定し、登下校等の際、その利用を徹底させるものとする。

2 通学路等における安全な環境の整備

通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような環境の整備に努めるものとする。

(1) 通学路

- ア 幅員が広い等構造上可能な道路における歩道と車道の分離
- イ 死角をつくらぬ植栽等の配置、剪定等による周囲からの見通しの確保
- ウ 死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の整備
- エ 周辺に「子どもかけ込み110番の家」等の緊急避難場所の設置
- オ 防犯灯等による、夜間における人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）の確保
- カ 子どもに対する犯罪発生の危険性が特に高い通学路等への防犯ベル、防犯カメラ又は警察に対する通報装置の設置

(2)公園

- ア 死角をつくらない植栽等の配置、剪定等による周囲からの見通しの確保
- イ 死角をつくらない遊具等の配置等による周囲からの見通しの確保
- ウ トイレを設置する場合は、周辺道路から近い場所等、周囲からの見通しがよい場所に設置
- エ 周辺に「子どもかけ込み110番の家」等の緊急避難場所の設置
- オ 照明設備による、夜間における遊具やトイレなどで人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）の確保
- カ 見通しが確保できない場所やトイレ等では、必要に応じて防犯ベル等の設置

3 通学路等における児童等の安全確保のための関係機関との連携

学校等を管理する者、保護者、児童等の地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような取組みの実施に努めるものとする。

- (1) 通学路等における児童等に対する犯罪、不審行為等の情報、その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達、交換及びこれらの情報の内容に応じた対策を講ずるための推進体制の整備
- (2) 通学路等における児童等の登下校時のパトロールや見守り活動の実施、緊急時の保護活動、その他児童等の安全を確保する活動を行うための協力体制の確立
- (3) 通学路等において散歩、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守り活動を行う「ながら見守り」の取組みの実施
- (4) 通学路等における危険箇所及び人や車の通りが少なく、児童等が一人で歩く場所又は登校時集合場所、スクールバス停留所等児童等が集団でとどまる場所等、大人の見守り活動がなく、防犯上の注意を払うべき場所（以下「見守りの空白地帯」という。）の把握や安全点検の実施並びに危険箇所等の改善に向けた取組みの実施
- (5) 通学路等における危険箇所、見守りの空白地帯、緊急時に避難できる「子どもかけ込み110番の家」等、児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組みの実施
- (6) 児童等が学校終了後に利用する「放課後児童クラブ」、「放課後子供教室」等との不審者情報等の共有、見守り活動の実施等の安全確保に向けた取組みの実施

4 安全教育の充実

児童等が、通学路等において犯罪被害に遭わないための知識を習得し、危険を予知し、これを回避できる能力を育成するため、教職員等に対し防犯に関する研修等の充実に努めるとともに、学校等における安全教育に加え、保護者及び関係機関等と連携して、地域ぐるみで地域安全マップを作成するなど、安全教育の充実に努めるものとする。

(注1)：「不審者等」とは、人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者をいう。

(注2)：「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね3ルクス以上）をいう。